

# 第48回衆議院議員総選挙 第24回最高裁判所裁判官国民審査

■投票日 10月22日(日)  
■投票時間 午前7時～午後8時

9月28日に衆議院が解散されたことから、衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査が行われることとなり、10月22日が投票日になります。(10月10日公示)

私たちの一票は、自分の意思を政治に反映させる重要な意義を持っています。棄権することのないよう、必ず投票しましょう。

## ◆投票ができる方

今回投票できるのは、「砂川市選挙人名簿」に登録されている次の要件を満たす方となります。

### ■住所要件

平成29年7月9日以前から引き続き砂川市の住民基本台帳に登録されている方

### ■年齢要件

平成11年10月23日以前に生まれた方

## ◆投票の順序〈投票用紙〉

①小選挙区選出議員選挙〈桃色の用紙に黒文字で印刷〉  
候補者の氏名を記入します

②比例代表選出議員選挙〈あざぎ色(薄い藍色)の用紙に赤文字で印刷〉  
政党その他の政治団体の名称または略称を記入します

③最高裁判所裁判官国民審査〈うぐいす色に黒文字で印刷〉  
辞めさせたい裁判官にだけ「×」を記入

します。そのままよいときは何も書

かずに投票します

## ◆投票所入場券の郵送

今回の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査の投票に必要な「投票所入場券」は、10月10日(火)から順次郵送しています。

もし届いていない場合は、選挙管理委員会事務局までご連絡ください。

また、投票所入場券を紛失したときは、投票所の受付係に申し出てください。

## ◆期日前投票・不在者投票

投票日に仕事や冠婚葬祭などで投票できない方は、期日前投票または不在者投票をすることができます。

### ■期日前投票対象者

- 仕事のある方
  - 旅行やレジャーなどの用事がある方
  - 冠婚葬祭の予定がある方
  - 妊娠などの理由で投票できない方
  - 投票日当日に悪天候が予想される場合
- ※ 投票所入場券を持参して早めに投票

## 字が記入できない方は代理投票ができます

心身の故障その他の理由で投票用紙に記入できない方は、係員が本人に確認しながら候補者の氏名や政党名等を代理で記入しますので、投票所の受付係に申し出てください。



を済ませましょう

### ■不在者投票対象者

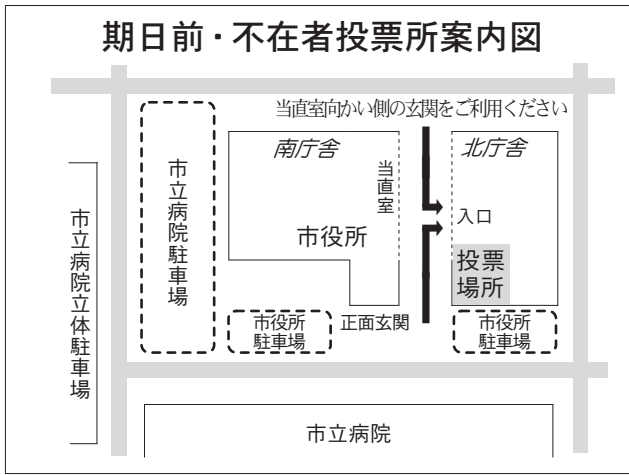
- 出張などで、市外で投票する方
- 市立病院、福寿園、福祉複合施設、慈恵会病院、ねんりん館に入院等されている方
- 選挙人名簿に登録されていても、期日前投票をしようとする時点で満18歳に達していない方

※ 期日前投票・不在者投票の場合でも、投票所入場券が必要です

【お問い合わせ】  
選挙管理委員会事務局 ☎21121  
(土・日曜日、平日午後5時15分以降  
は ☎21129)

## 第48回衆議院議員総選挙および 第24回最高裁判所裁判官国民審査 投票日までの日程

|                      |                                                |
|----------------------|------------------------------------------------|
| 10月10日(火)            | 投票所入場券を郵送<br>(届いていない場合はご連絡ください)<br>公示・選挙人名簿の縦覧 |
| 10月11日(水)<br>～21日(土) | 期日前投票・不在者投票期間                                  |
| 10月22日(日)            | 投票日                                            |



■ 期日前投票・不在者投票の期間  
10月11日(水)～21日(土)

いずれも午前8時30分～午後8時(土・日曜日にも投票ができます)

※ 今回の選挙から、最高裁判所裁判官国民審査も衆議院議員選挙と同じ日程で投票することができるようになりました

■ 期日前投票・不在者投票の場所

市役所1階会議室(北庁舎)

※ 市役所の北庁舎の入口に車いす用の昇降機を設置していますので、ご利用の際は昇降機の横にある呼び鈴でお知らせください

◆ 郵便等投票

郵便等投票制度は、身体に障がいがあり、投票所に行くことができない方のため、自宅で投票できる制度です。

制度を利用するには、事前に選挙管理委員会へ申請し、郵便等投票証明書の手続きを受ける必要があります。

新たに希望される方や郵便等投票証明書の有効期限が切れている方は、早めに申請してください。

■ 請求期限

10月18日(水)まで

■ 対象者

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証を持っている方で、次の項目に該当する方

- ① 身体障がい者
  - 両下肢、体幹、移動機能の障がい程度が1級もしくは2級
  - 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸小腸の障がい程度が1級もしくは3級
- ② 戦傷病者
  - 両下肢、体幹の障がい程度が特別項症から第2項症まで
  - 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸小腸、肝臓の障がい程度が特別項症から第3項症まで
- ③ 介護保険法上の要介護者
  - 要介護状態区分が要介護5の方

■ 郵便等投票証明書の有効期限  
発行日から7年間

※ 要介護者は、発行日から介護保険の被保険者証に記載されている認定の有効期間の末日まで

■ 郵便等投票の代理記載制度

郵便等投票の対象者で、次の項目に該当する自分で字が記入できない方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た選挙権のある方に代理で記入させ、投票することができます。

① 身体障がい者

上肢または視覚の障がい程度が1級

② 戦傷病者

上肢または視覚の障がい程度が特別項症から第2項症まで

※ 代理記載制度に関する申請書等は選挙管理委員会にお問い合わせください

◆ 開票を参観する方は

■ 開票時間

午後9時～(受付午後8時30分)

■ 開票所

地域交流センターゆう大ホール

■ 参観人

砂川市選挙人名簿に登録されている方

■ 定員

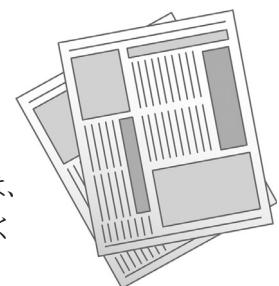
100人(受付順)

※ 開票速報は、市ホームページで公表

選挙公報を配布します

各候補者や政党の考えを記載した選挙公報を皆さんのお宅に配布しますので、国政を任せられる人と政党を選ぶ目安にしましょう。

10月18日(水)までに届かない場合は、選挙管理委員会事務局まで、ご連絡ください。



未来をつくる  
あなたの一票大切に

